

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針

志摩市

令和7年4月

－ 目次 －

はじめに	1
第1章 南海トラフ地震臨時情報とは	
第1節 南海トラフ地震とは	2
第2節 南海トラフ地震臨時情報とは	3
第3節 臨時情報に付記されるキーワードと発表条件	4
第4節 臨時情報発表の流れ	5
第2章 防災対応の検討にあたっての基本事項	
第1節 検討対象地域	6
第2節 想定する後発地震の規模	6
第3節 臨時情報発表時の防災対応	7
第4節 最も警戒すべき期間	8
第5節 津波に対する事前避難対象地域の設定	9
第6節 避難指示等の判断基準及び対象地域	12
第3章 志摩市の防災対応方針	
第1節 災害対策本部の設置	13
第2節 職員の動員体制	13
第3節 市の防災対応	14
第4節 指定避難所	17
第5節 指定避難所の開設と運営	18
第6節 市民生活等への影響が大きい業務の対応	18
第7節 配備体制の解除	23
第8節 今後の取組	23

はじめに

令和元年5月31日に開催された中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いで地震が発生した場合等、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められました。

これを踏まえ、国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。

この「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針は、平成31年3月（令和3年5月一部改訂）に公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（以下「国のガイドライン」という。）」及び三重県の「南海トラフ地震臨時情報への対応について」を踏まえて作成しており、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した際に本市の災害対策本部がとるべき対応方針を定めたものです。

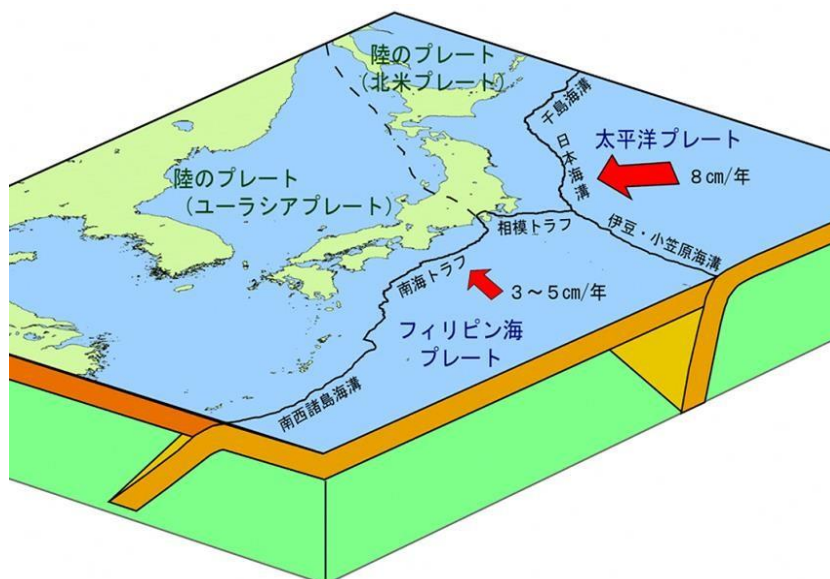
この対応方針は、今後も、国や県、近隣市町の対応等も参考にしながら、修正を加えていくこととします。

第1章 南海トラフ地震臨時情報とは

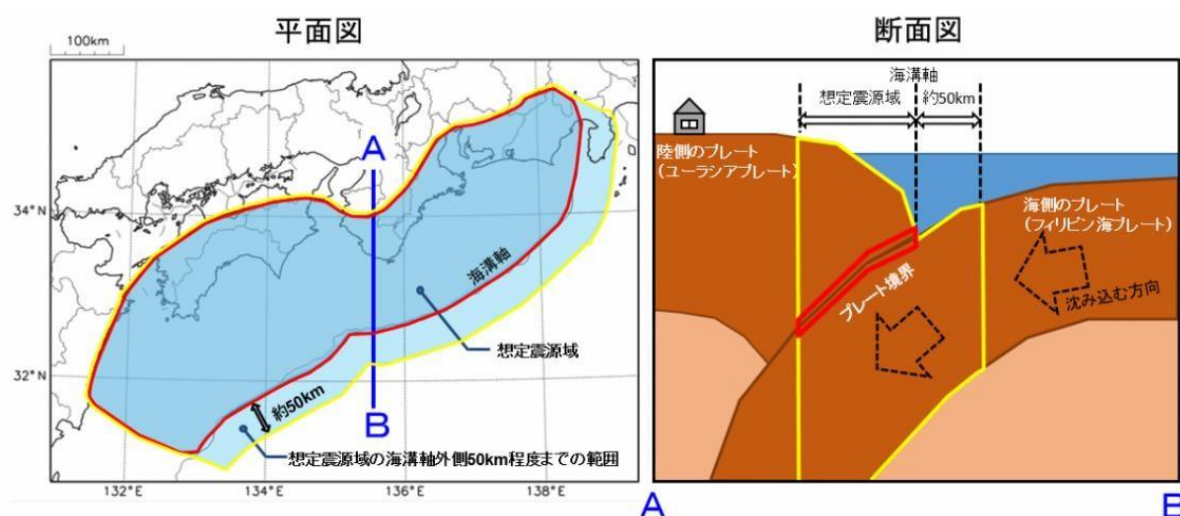
第1節 南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数 cm の速度で沈み込んでいます。その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。



日本付近のプレートの模式図



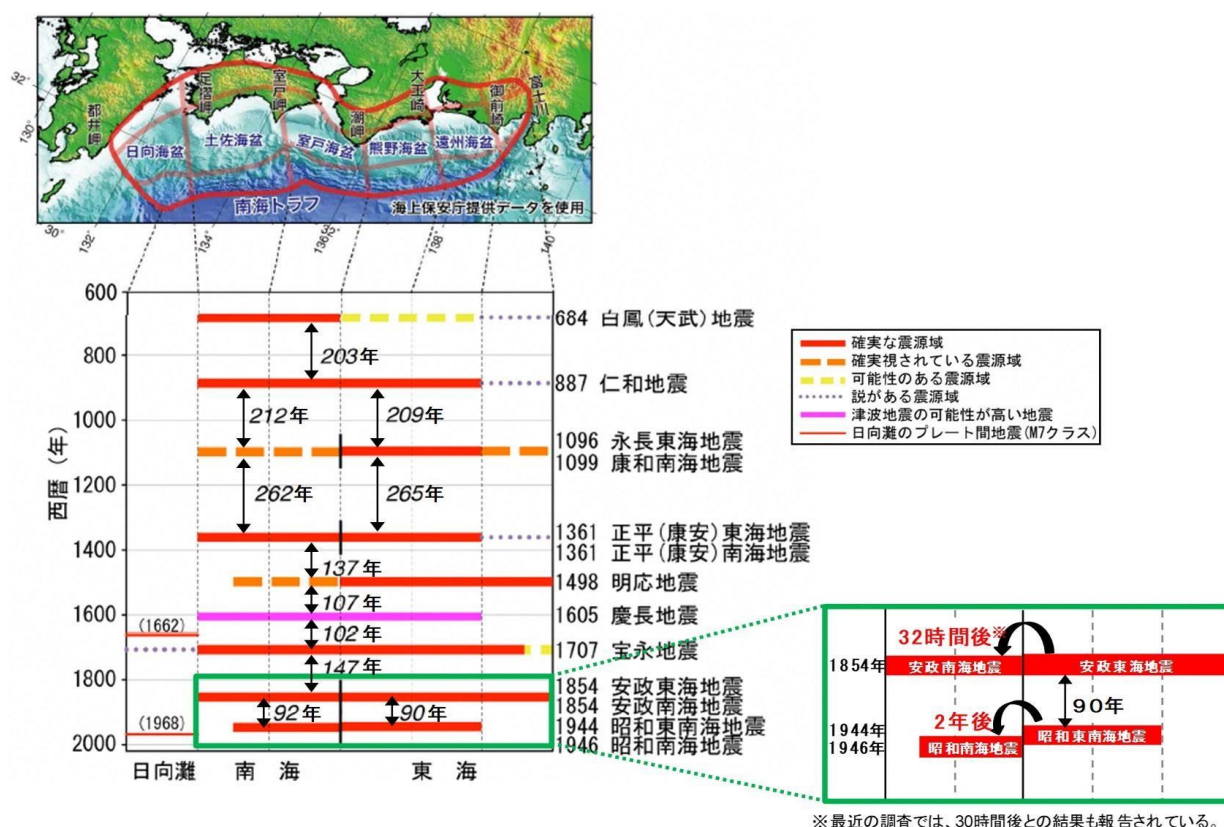
想定震源域内のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域
（出典：いずれも気象庁ホームページ）

第2節 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震は、概ね 100 年から 150 年ごとに発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まっています。

また、南海トラフ地震の過去事例を見てみると、宝永地震（1707 年）のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード 8 クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりしています。さらに、隣接する領域で地震が連続した事例では、安政東海地震（1854 年）の際には、その 32 時間後に安政南海地震（1854 年）が発生し、昭和東南海地震（1944 年）の際には、2 年後に昭和南海地震（1946 年）が発生するなど、周期性や連続性があることが知られています。

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）は、このような南海トラフ地震の周期性や連続性を活用して、想定震源域又は、その周辺でマグニチュード（以下「M」という。）6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合に、それらに対する調査開始の旨、そして、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において調査した結果、地震発生 of 可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。



南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)(平成29年9月26日公表)から引用

第3節 臨時情報に付記されるキーワードと発表条件

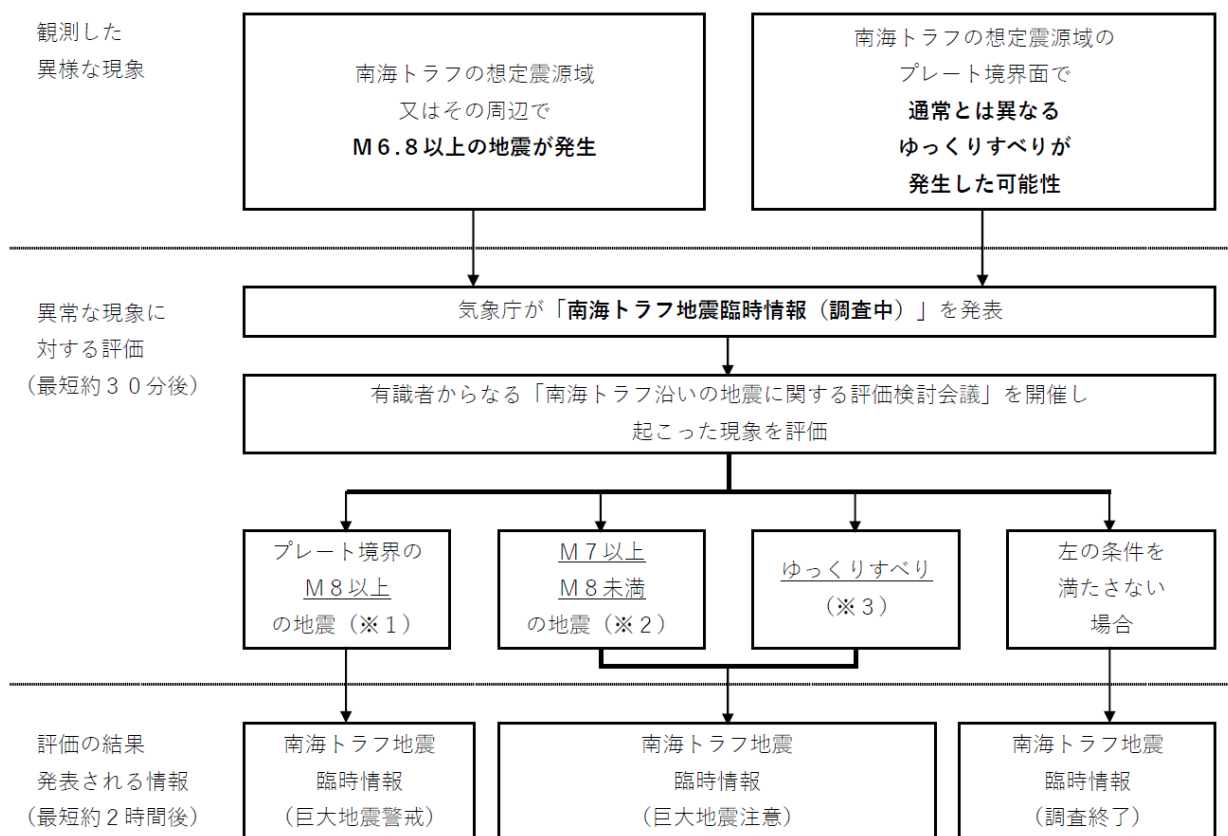
臨時情報は、情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」などの形で発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でM6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（気象庁ホームページより引用）

第4節 臨時情報発表の流れ

前節の条件に該当した場合に「臨時情報」が発表されることとなります。「臨時情報」発表の流れは、次のとおりです。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

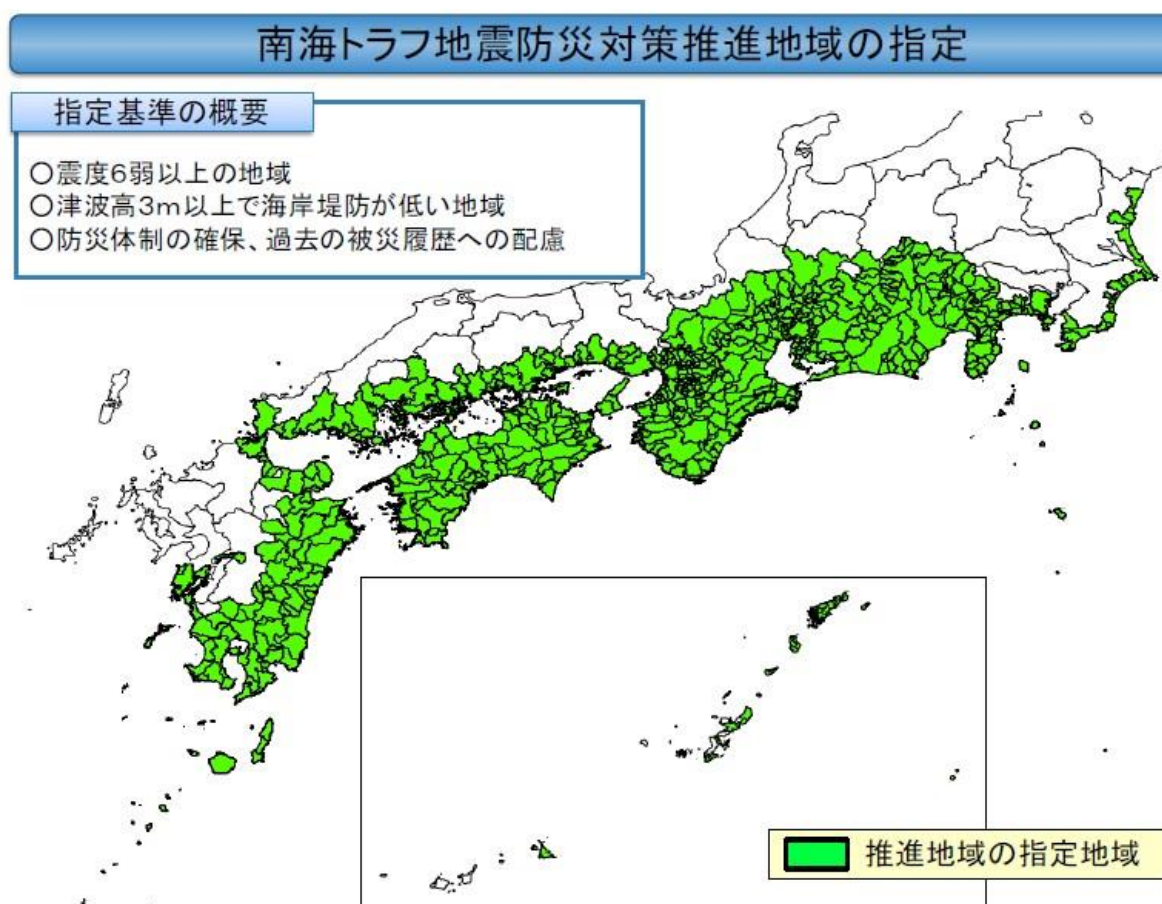
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態から明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2章 防災対応の検討にあたっての基本事項

第1節 検討対象地域

国のガイドラインにおいては、防災対応を検討する対象地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とされています。

志摩市は、震度6弱以上の地域、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮を指定基準とする「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。



(出典：内閣府ホームページ)

第2節 想定する後発地震の規模

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が発生した後に発生するおそれのある南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備えるために発表される情報です。後発地震の規模については、国のガイドラインで想定されている最大クラス（M9.0 程度）の地震を想定することとします。

第3節 臨時情報発表時の防災対応

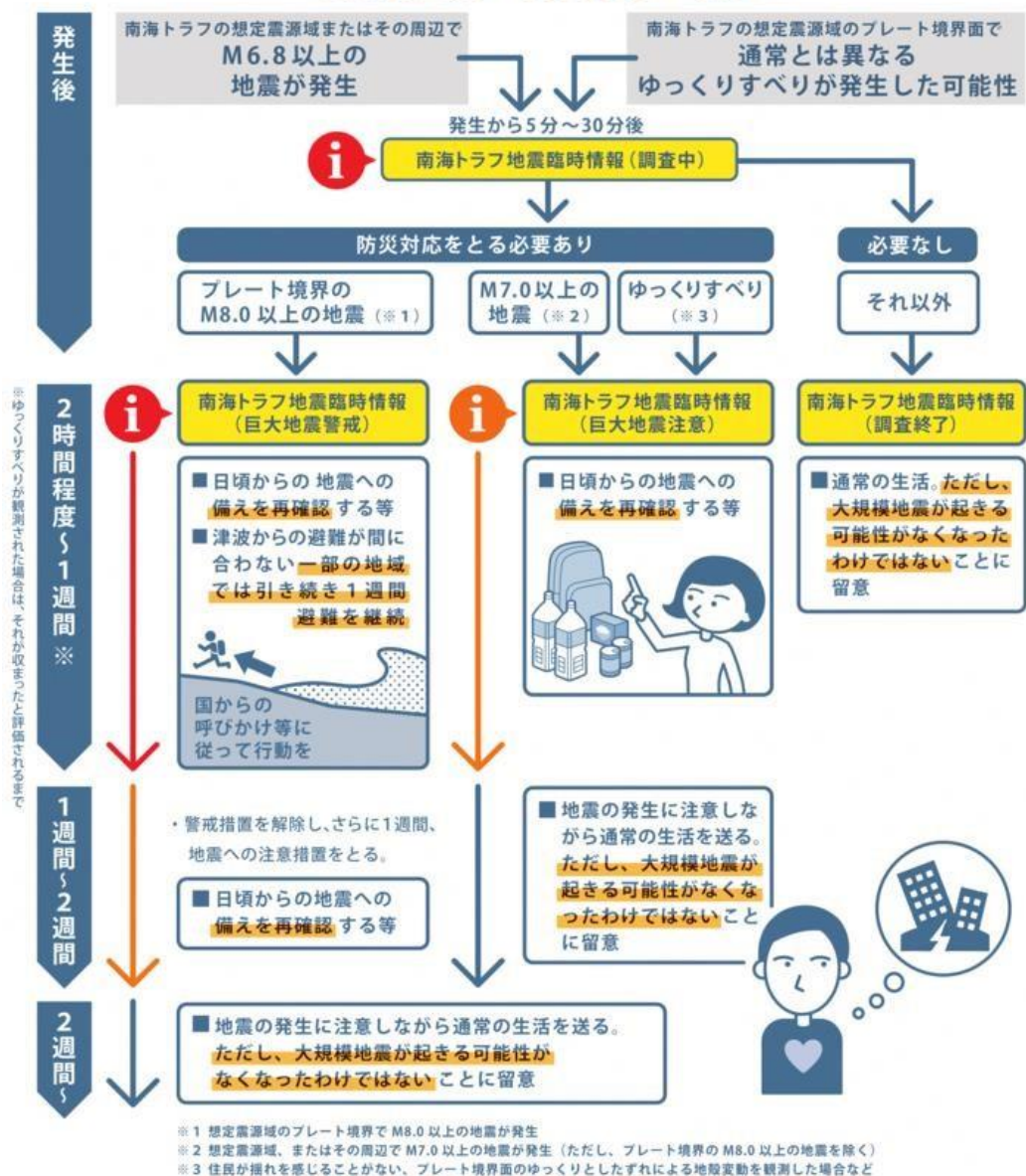
国のガイドラインでは、第1章第4節の流れに従って発表された臨時情報に応じて、以下の内容を基本とした防災対応をとることが示されています。

本市の防災対応についても、国のガイドラインに準じた対応をとることとし、巨大地震注意対応では自主避難に、巨大地震警戒対応では1週間の避難に対応することとしています。

時系列	プレート境界の M8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
2時間 程度	<u>巨大地震警戒対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難では避難が完了できない住民は避難	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで		・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	

(出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン)

地震発生後の防災対応の流れ



(出典：内閣府ホームページ)

第4節 最も警戒すべき期間

前節の図で示したように、①「巨大地震警戒対応」及び「巨大地震注意対応」に係る最も警戒すべき期間については、社会的な受忍の限度を考慮して、最初の地震（臨時情報発表の起因となった地震）発生後「1週間」を基本とすること、②「巨大地震警戒対応」の場合は、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられ、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とすることと国のガイドラインに示されています。

本市の防災対応についても、国のガイドラインで示された1週間（上記②の場合を含めると2週間）を基本として、防災対応をとることとします。

第5節 津波に対する事前避難対象地域の設定

第2章第3節の臨時情報発表時の防災対応では、「地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は状況等に応じて自主的に避難」、「地震発生後の避難では避難が完了できない住民は避難」とされており、本市では国のガイドラインをもとに「後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域」を「津波に対する事前避難対象地域※1」とし、避難対象者の特性に応じて「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分します。

①「住民事前避難対象地域」

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域です。本市においては「志摩市津波避難計画」で定める「特定避難困難地域※2」を住民事前避難対象地域に設定します。

②「高齢者等事前避難対象地域」

事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域です。本市においては「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を高齢者等事前避難対象地域に設定します。

※1 事前避難対象地域とは地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、国からの呼びかけを受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。概ね「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」を合わせた地域をいいます。

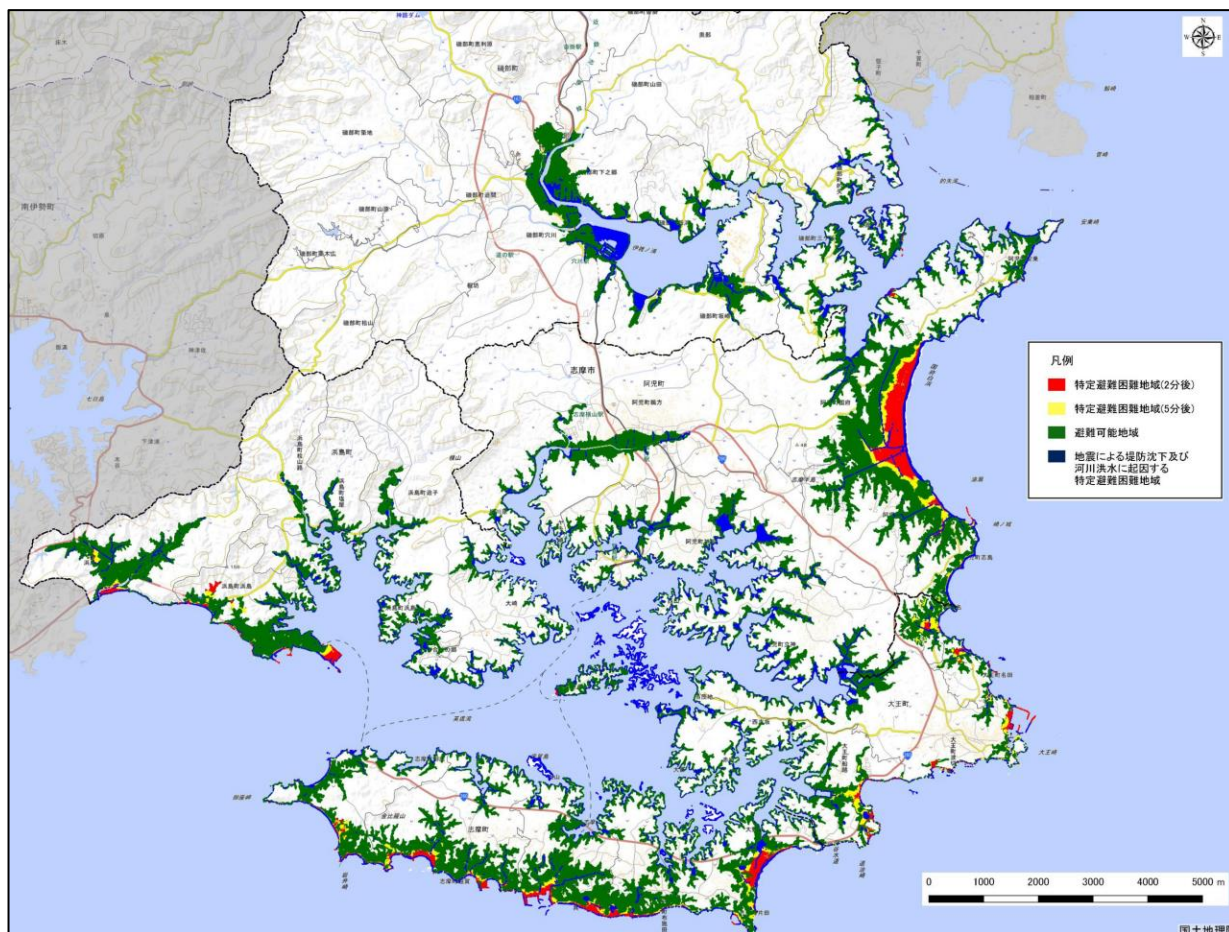
※2 特定避難困難地域とは津波の到達時間までに、津波避難対象地域外又は津波避難対象地域内の津波避難施設に避難することが困難な地域をいいます。

【住民事前避難対象地域】

住民事前避難対象地域は、志摩市津波避難計画の「特定避難困難地域図」に示す、黄色部分及び赤色部分に該当する地域です。

本方針では、三重県が示す南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水シミュレーション結果をもとに地震発生後5分以内に避難を開始しても津波浸水深30cm到達時間までに避難が困難な地域を対象とします。

○特定避難困難地域図



【住民事前避難対象地域と対象者数】

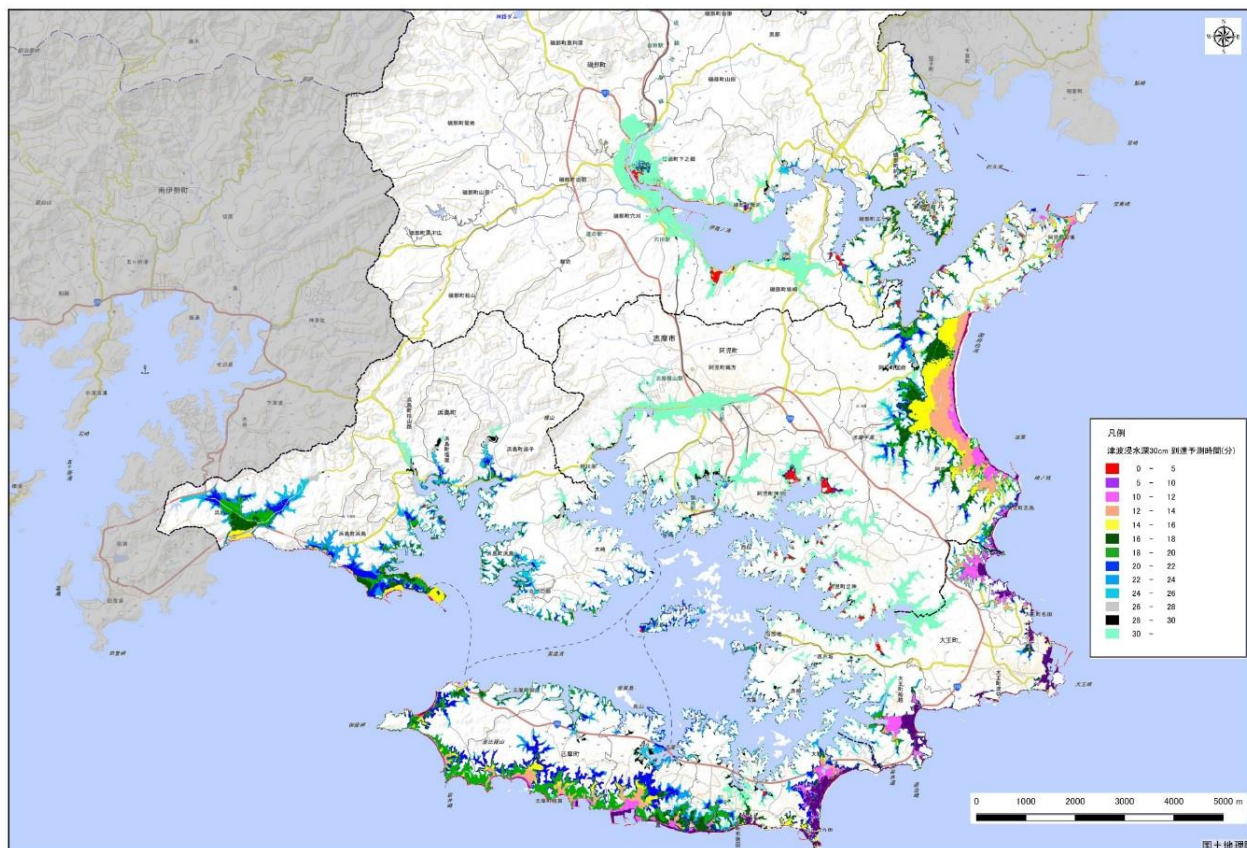
町名	地区名	世帯数	人口
浜島町	浜島	20	30
	南張	10	10
	小計	30	40
志摩町	片田	250	510
	和具	90	170
	越賀	30	60
	小計	370	740

町名	地区名	世帯数	人口
大王町	船越	140	270
	畔名	30	60
	小計	170	330
阿児町	甲賀	110	230
	国府	270	600
	小計	380	830
合計		950	1,940

【高齢者等事前避難対象地域】

高齢者等事前避難対象地域は、避難に時間を要する要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域です。

本市では志摩市津波避難計画の「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」に示す到達状況のうち、津波浸水深 30 cm到達時間が 30 分を超える地域（ 部分）を除く地域を対象とします。



津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図

上記「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」は三重県が平成 26 年 3 月に発表した地震被害想定調査結果(ハザード関係)を基に、津波浸水計算結果における「理論上最大クラス」の津波断層モデルの 7 ケースを対象として各メッシュの「津波浸水深 30 cm到達予測時間」の最短値を示したものです。

なお住民基本台帳データ(平成 28 年 9 月 22 日時点)を基とし、人の居住が無いと判断される島については対象外としています。

第6節 避難指示等の判断基準及び対象地域

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）発表時には、津波浸水想定区域などで地震発生後の避難では間に合わない判断する居住者や滞在者など（以下「居住者等」という。）、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者等を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくように呼びかけを行います。

特に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、住民事前避難対象地域を対象に避難指示を発令します。

判断基準	対象	避難情報	解除
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意）発表時	住民事前避難対象地域の 居住者等	自主避難を 呼びかけ	巨大地震注意対応 期間（1週間） の終了時
	各人の状況により事前に 避難することが望ましい 居住者等		
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒）発表時	住民事前避難対象地域の 居住者等	避難指示	巨大地震警戒対応 期間（1週間） の終了時
	各人の状況により事前に 避難することが望ましい 居住者等	自主避難を 呼びかけ	

第3章 志摩市の防災対応方針

第1節 災害対策本部の設置

本市の災害対策本部の設置基準に『「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき』を設定します。

第2節 職員の動員体制

臨時情報発表時における本市職員の配備体制については、志摩市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）で定めている地震・津波対策時の配備基準及び配備体制とし、随時見直しを図ることとします。

配備基準 地震津波対策時

種別	配備基準	配備内容	配備要員
準備体制	1 三重県で震度4を観測する地震が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。【県内の最大震度】 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害（大規模火災を含む）で本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに警戒体制に入れる体制	別に定める。
警戒体制	1 ●本市で震度5弱を観測する地震が発生したとき。【市内の最大震度】 2 ●三重県（志摩市を除く。）で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 3 ●津波予報区「三重県南部」に津波注意報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）が発表されたとき。 5 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害（大規模火災を含む）で本部長（市長）が必要と認めたとき。 ※「●」が付された配備基準の事案の発表又は発生した場合、配備①で参集を開始する。（参集メールの有無に関わらず自動参集）	相当の被害が近く発生することが予想される場合又は発生した場合で掌握する応急対策を迅速・的確に行い得る体制	別に定める。 【市災対本部設置】
非常体制	1 ●本市で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。【市内の最大震度】 2 ●津波予報区「三重県南部」に津波警戒又は大津波警戒が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報が発表され、全市的な対応を執る必要があると本部長（市長）が認めたとき。 4 市全域にわたって風水害、地震その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害（大規模火災を含む）が発生又は予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。 ※「●」が付された配備基準の事案の発表又は発生があった場合は、非常体制をとる。（参集メールの有無に関わらず自動参集）	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員 【市災対本部設置】

第3節 市の防災対応

「南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）」が発表されたときの市の具体的な防災対応は、以下のとおりとします。

（１）「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

災害対策本部準備体制をとり、迅速に初動体制の確立を図り情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応を実施します。

【庁内体制】

- ① 大規模地震発生に伴う初動対応や災害対策本部準備会議の対応等が可能な「災害対策本部準備体制」をとります。なお、既に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、「準備体制」をとらず、以下の災害対策本部準備会議は災害対策本部会議に読み替えるものとします。
- ② 各部署は、大規模地震の発生や「南海トラフ地震臨時情報」の（巨大地震警戒）や（巨大地震注意）の発表時の対応が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施します。
- ③ 三重県及び防災関係機関との連絡体制の確認を行います。
 - ア 三重県南勢志摩地域活性化局
 - イ 鳥羽警察署
 - ウ 海上保安庁（鳥羽海上保安部）
 - エ 陸上自衛隊（第33普通科連隊）
- ④ 災害対策本部準備会議の開催等
必要に応じて災害対策本部準備会議を開催します。
- ⑤ 市が管理等を行う施設では、施設利用者に対し、情報の周知を行うとともに、以降に出される「南海トラフ地震臨時情報」の内容に合わせた対応が早急に実施できるよう利用・予約状況の確認を行います。

【市民等対応】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）について必要に応じて周知するとともに、その内容については、市民等に密接に関係のある事項や各人の状況に応じた防災対応の準備等をする旨の呼びかけを行います。

(2)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

災害対策本部を設置し、警戒体制をとり、情報収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一週間の注意措置等をとれる体制を整備します。

【庁内体制】

- ① 災害対策本部を設置し、警戒体制をとります。なお既に災害対策本部を設置している場合は、引き続き本部機能を維持します。
- ② 関係機関との連絡調整を図り、情報の収集に努めるとともに、庁内で情報を共有し、後発地震への備えを徹底します。
- ③ 1週間は、後発地震への注意や備えが必要となることから、各部署の業務継続計画の確認を行います。
- ④ 市が管理等を行う施設・設備等の点検や、公用車及び自家発電設備の燃料の確認・補充等日頃からの地震への備えを再確認します。
- ⑤ 必要に応じて自主避難所の開設を行います。
※詳細は次節（第3章第4節）「指定避難所」にある【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】に記載
- ⑥ 本章（第3章）第6節「市民生活等への影響が大きい業務の対応」に基づく対応の実施と、それに伴う市民等への対応の体制構築及び対応業務を行います。

【市民等対応】

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知を行います。
- ② 市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、必要な防災対応をとる旨の呼びかけを行います。
- ③ 事前避難対象地域の居住者等や状況により事前に避難することが望ましい居住者等を対象に、自主避難の呼びかけを行います。なお、自主避難については「親類や知人宅等への避難」を基本とし、指定避難所の開設は必要最低限の範囲とします。

(3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

災害対策本部を設置し、警戒体制をとり、情報収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制を整備します。

【庁内体制】

- ① 災害対策本部を設置し、警戒体制をとります。なお既に災害対策本部を設置している場合は、引き続き本部機能を維持します。
- ② 関係機関との連絡調整を図り、情報の収集に努めるとともに、庁内で情報を共有し、後発地震への備えを徹底します。
- ③ 後発地震に対し、1週間の警戒措置、その後1週間の注意措置が必要となることから、各部署の業務継続計画の確認を行います。
- ④ 市が管理等を行う施設・設備等の点検や、公用車及び自家発電設備の燃料の確認・補充等日頃からの地震への備えを再確認します。
- ⑤ 本章（第3章）第6節「市民生活等への影響が大きい業務の対応」に基づく対応の実施と、それに伴う市民等への対応の体制構築及び対応業務を行います。

【市民等対応】

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて市民等に伝達を行います。
- ② 市民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認するとともに住民事前避難対象地域に対して、避難指示を発令します。
また、住民事前避難対象地域外の居住者等に対しては、自主避難を促すなど防災対応をとる旨を呼びかけます。

【避難対策等】

- ① 住民事前避難対象地域に対して、避難指示を発令します。また、住民事前避難対象地域外の居住者等に対しては、自主避難を促すなど防災対応をとる旨を呼びかけます。
なお、各避難については親類や知人宅等への避難を基本として、それが困難な方のために指定避難所の開設を行います。
- ② 居住地域を越える広域避難の調整
避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、居住地域を越える広域避難を実施する必要がある場合は、調整を行い、広域避難を呼びかけます。

③ 避難所の開設及び運営

事前避難を受け入れるため避難所を開設します。また自主避難用の避難所の検討を行い、必要に応じて開設します。

なお、避難所の開設及び運営については志摩市地域防災計画第3部第4章第1節「13 避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行います。

第4節 指定避難所

後発地震に備え、指定避難所のうち、地震・津波対応の施設を避難所として利用することとします。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者等を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくように呼びかけを行います。

一方で、自主避難を行う全ての市民等が親類や知人宅等に避難ができないことも想定し、必要に応じて志摩市立図書館（2階部分）を避難所として開設します。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民事前避難対象地域の居住者等に対して避難指示を発令し、原則、以下の施設を事前避難用の避難所として開設します。

施設名	住民事前避難 対象地域
浜島小学校 体育館	浜島・南張
船越社会体育館	船越
畔名地区防災施設	畔名
片田社会体育館	片田
志摩文化会館	和具
越賀コミュニティセンター	越賀
東海中学校 体育館	甲賀
国府地区防災施設	国府
志摩市立図書館（2階部分）	市内事前避難対象地域 全域

また、必要に応じて協定を締結している市内宿泊施設等の客室の借り上げなど、避難スペースの確保と避難環境の改善を図るとともに、三重県と災害救助法の適用に向けた相談・協議を行います。

第5節 指定避難所の開設と運営

国のガイドラインでは、避難所の運営は、避難者が自ら行うことが基本であるとされていますが、避難者のみで避難所を開設することは困難なことから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づいて避難指示を発令した場合、配備体制において避難所開設運営業務に配備されている職員や支所支援班を中心に避難所を開設することとします。

一方で、国のガイドラインでは、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動ができるだけ維持していくことが必要としており、市役所業務を継続しつつ後発地震への備えを行う必要があることから、避難所の開設後は、避難所毎の市職員の常時配備を行わず、可能な限り避難者が自ら避難所の運営を行うことを基本とします。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時など、自主避難に対する避難所の対応については、施設管理者によって避難所を開設し、その後、可能な限り避難者が自ら避難所の運営を行うことを基本とします。

また、備蓄している食料や生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、非常用持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ避難者が自ら準備することを基本とします。

第6節 市民生活等への影響が大きい業務の対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震から、学校・こども園（保育所・幼稚園を含む）の園児、児童及び生徒や市が所管する施設の利用者の命をより確実に守るため、後発地震に備えた防災対策を講じるため、発表された臨時情報の種類に応じた対応を取ることが必要です。

特に市民生活等への影響が大きい以下の項目について事前に対応を定めるとともに、市民等へ周知を行うこととします。

項目	南海トラフ地震臨時情報の種類	対応
市主催イベント	調査中	○市が主催するイベントの実施状況や今後1週間の実施予定の把握を行う。
	巨大地震注意	○市が実施するイベントについては、後発地震に最大限注意し、来場者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで実施する。
	巨大地震警戒	○市が実施するイベントであって、住民事前避難対象地域内で実施する場合は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は中止とする。 ○住民事前避難対象地域外で実施する場合は、後発地震に最大限注意し、来場者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで実施する。

項目	南海トラフ地震 臨時情報の種類	対応
公立小・中学校	調査中	○安全に配慮し、注意対応をとりながら、学校活動継続を基本とする。 ○情報収集に努め、地震に対する備えを再確認する。 ○次の情報発表に備えた準備を進める。ただし、状況に応じて、下校や休校の措置をとる場合もある。
	巨大地震注意	○安全に配慮し、注意対応をとりながら、学校活動継続を基本とする。 ○情報収集に努め、地震に対する備えを再確認する。 ○ただし、地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置をとる場合もある。
	巨大地震警戒	○一週間の臨時休校を基本とする。 ○情報収集に努める。 ○地震関連情報等の状況に応じて、オンライン授業等の対応を行う。ただし、学校の再開に向けた登校を行う場合もある。 ○児童生徒が在校中に「巨大地震警戒」が発表された場合、安全を確保する。 安全に引き渡しができることを確認の上、児童生徒を保護者へ引き渡す。保護者へ引き渡すまでは児童生徒を待機させる。
こども園 (保育所・幼稚園を含む)	調査中	○安全に配慮しつつ、保育が必要な家庭については受入れを行う。
	巨大地震注意	
	巨大地震警戒	○津波浸水想定区域外にある施設は、安全に配慮しつつ、保育が必要な家庭について受入れを行う。 なお、津波浸水想定区域内にある施設は、代替施設にて安全に配慮しつつ、保育が必要な家庭について受入れを行う。
放課後児童クラブ	調査中	○安全に配慮しつつ、預かりが必要な家庭については保護者の送迎により受入れを行う。
	巨大地震注意	
	巨大地震警戒	○津波浸水想定区域外にある施設は、安全に配慮しつつ、預かりが必要な家庭について保護者の送迎により受入れを行う。なお、津波浸水想定区域内にある施設は、代替施設等にて安全に配慮しつつ、預かりが必要な家庭について保護者の送迎により受入れを行う。

項目	南海トラフ地震 臨時情報の種類	対応
市社会教育施設 スポーツ施設 阿児健康増進センター	調査中	○1週間程度の施設の利用状況、利用者、利用予約等の把握を行う。 ○施設利用者等に対し情報の周知を行い、以降に出される「南海トラフ地震臨時情報」の内容に合わせた対応が早急にできるよう準備する。
	巨大地震注意	○後発地震に最大限注意し、安全対策を適切に講じたうえで施設利用を継続する。 ただし、志摩市立図書館を自主避難場所として開設する場合、2階部分の利用を停止する。
	巨大地震警戒	○住民事前避難対象地域内に所在する施設は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は施設利用を停止する。 ○住民事前避難対象地域外に所在する施設は、後発地震に最大限注意し、安全対策を適切に講じたうえで原則、施設利用を継続する。 ただし、事前避難所として開設する施設は全部又は一部の利用を停止する。 ※事前避難所開設予定施設 ・船越社会体育館・片田社会体育館 ・志摩文化会館　・志摩市立図書館（2階部分）
コミュニティセンター 集会所	調査中	○1週間程度のコミュニティセンター・集会所の利用状況、利用者、利用予約等の把握を行う。 ○施設利用者等に対し情報の周知を行い、以降に出される「南海トラフ地震臨時情報」の内容に合わせた対応が早急にできるよう準備する。
	巨大地震注意	○後発地震に最大限注意し、施設利用者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで、施設利用を継続する。ただし、自治会等が自主避難所として開設する場合は、施設利用は停止する。
	巨大地震警戒	○発表から1週間は施設の利用を停止する。 ○警戒措置解除後（1週間経過）は、後発地震に注意や備えをしながら、施設利用者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで、施設利用を再開する。
市営観光施設 （海水浴場含む）	調査中	○市営観光施設（海水浴場含む）の営業状況や今後1週間の予約状況の把握を行う。
	巨大地震注意	○市営観光施設（海水浴場含む）については、後発地震に最大限注意し、安全対策を適切に講じたうえで施設利用を継続する。
	巨大地震警戒	○住民事前避難対象地域内に所在する市営観光施設（海水浴場含む）は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は施設利用を停止する。 ○住民事前避難対象地域外に所在する市営観光施設（海水浴場含む）は、後発地震に最大限注意し、安全対策を適切に講じたうえで施設利用を継続する。

項目	南海トラフ地震 臨時情報の種類	対応
観光客への対応	調査中	○巨大地震注意、巨大地震警戒に移行することも想定し、志摩市観光協会との連携対応の準備を行う。
	巨大地震注意	○志摩市観光協会と連携し、観光事業者から宿泊人数などの情報収集を行うとともに、市の防災対応に準じて、迅速な情報発信を行う。
	巨大地震警戒	○志摩市観光協会と連携し、観光事業者から宿泊人数などの情報収集を行うとともに、市の防災対応に準じて、迅速な情報発信を行う。
公立病院 (休日夜間応急 診療所を含む)	調査中	○通常どおり継続する。
	巨大地震注意	○最大限注意しながら事業を継続する。
	巨大地震警戒	○転院先の調整、医薬品、インフラ、備蓄品等確保し、事業を継続する。
ごみ収集業務	調査中	○ごみ収集業務の実施状況や今後1週間の実施予定の把握をしたうえで、通常どおり業務を行う。
	巨大地震注意	○後発地震に最大限注意し、収集ルート of 安全確認や作業員等の安全対策を適切に講じたうえで実施する。
	巨大地震警戒	○道路、収集車両、処理施設の状況を鑑み、後発地震に最大限注意し、作業環境の安全確認や作業員等の安全対策を適切に講じたうえで実施する。 ○すでに発生した地震により市内において被害がある場合は、状況に応じ業務継続の検討を行う。
浜島支所の業務 (津波浸水想定区域 にある支所)	調査中	○浜島生涯学習センター及び浜島支所等の利用状況、利用者の把握を行う。 ○施設利用者等に対し情報の周知を行い、以降に出される「南海トラフ地震臨時情報」の内容に合わせた対応が早急に実施できるよう準備する。 ○支所の窓口は業務を継続する。
	巨大地震注意	○市民等へ地震・津波への備えについて呼びかけを行う。 ○最大1週間程度は後発地震に注意や備えをしながら、来所者や施設利用者、職員等の安全対策を適切に講じたうえで、支所の窓口業務を継続する。
	巨大地震警戒	○浜島生涯学習センター及び浜島支所等の利用停止を行う。 ○支所機能を浜島小学校1階会議室へ移し、来所者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで支所の窓口業務を継続する。

項目	南海トラフ地震 臨時情報の種類	対応
志摩支所の業務 (津波浸水想定区域 にある支所)	調査中	○志摩文化会館及び志摩支所等の利用状況、利用者の把握を行う。 ○施設利用者等に対し情報の周知を行い、以降に出される「南海トラフ地震臨時情報」の内容に合わせた対応が早急に実施できるよう準備する。 ○支所の窓口は業務を継続する。
	巨大地震注意	○市民等へ地震・津波への備えについて呼びかけを行う。 ○最大1週間程度は後発地震に注意や備えをしながら、来所者や施設利用者、職員等の安全対策を適切に講じたうえで、支所の窓口業務を継続する。
	巨大地震警戒	○志摩文化会館の利用停止を行う。 ○事前避難場所の準備を行う。 ○支所機能移転に向けた準備（持ち出し物品の確認等）を行う。
樋門・水門等	調査中	○作業員へ注意喚起を行う。 ○津波に関する警報等の発表が予想される場合は、避難時間を確保した上で操作を行う。
	巨大地震注意	
	巨大地震警戒	
市運航船	調査中	○市運航船まことや丸の運航責任者に連絡を行い、臨時情報が発表された旨を伝え、運航は継続する。
	巨大地震注意	
	巨大地震警戒	○市運航船まことや丸の運航責任者に連絡を行い、臨時情報が発表された旨を伝え、緊急時の避難体制を取れる状態にしたうえで運航は継続する。

第7節 配備体制の解除

国のガイドラインでは「後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合、国は、後発地震に対して警戒する措置を解除し、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとる旨、呼びかける」また、「後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合、国から、後発地震に対して注意する措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける」とされています。

そのため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されれば避難指示を解除し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が解除されれば災害対策本部を廃止し、調査終了が発表されれば配備体制を解除することとします。

第8節 今後の取組

臨時情報については令和6年8月8日 16時42分に日向灘で発生したM7.0の地震に伴い、同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が令和元年5月の運用開始後、初めて発表されましたが、その際、いくつかの課題が浮き彫りとなりました。

今回、本方針の作成により本市の対応方針を定めることとなりますが、本方針による対応をより迅速かつ適切に実行するため、今後も、国や県、近隣市町の対応も参考にしながら、様々な状況を想定し、見直しを図るとともに、各部署においても対応マニュアルの作成を行うなど実効性のあるものとなるよう取組を推進します。